公 告 報

毎週火・金曜日発行



日見公

10	
目 次 ページ	
月費者物価統計調査の実施(一九二・調査統計課)1告 示	
一療力機質	
(化政策課)	
号 I 目状 2 見つ 『日文 日本 1 日本 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1	
止(一九八・自然保護課)	
5 県立自然公園の区域中特別地域等の指定の一部改正 (二〇〇・自然保護課) 5	
大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要 (二○三・商工業振興課) 6岁3百匁40層の2555年界55550 (音音音) (二〇二)百匁46言意) 6	
公の施設における指定管理者の指定 (二〇四・商工業振興課)	
争議行為の予告 (二○五・労働政策課) 6	
歩本測量終了の通知 (二○六・建設管理課) 7	
「ほぼ」(こ))、「対しないであり、「はないないでは、こう)」、「対しているのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
建設業者に対する営業の停止命令(二○八、二○九・建設管理課)	
•	
河川区域の変更による廃川敷地等 (二一一・河川砂防課)	
⊮市計画事業の事業計画の変更の忍可(二一三、二一四・平亀也或辰興司建设開発行為に関する工事の完了(二一二・由利地域振興局建設部)9	
部)9	
証紙売りさばきの廃止の届出 (二一五・会計課)	
訨紙売りさばき人の指定(二一六・会計課)1	

県営土地改良事業の換地処分 (平鹿地域振興局農林部)..... 特定調達契約に係る落札者の決定 (管財課)..... 土地改良区の役員の就任の届出 (由利地域振興局農林部) 県営土地改良事業工事の完了 (鹿角地域振興局農林部) 告書の訂正 (二七) 衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報 選挙管理委員会告示 11 10 10 10 10

告

示

秋田県告示第百九十二号 |十五年秋田県条例第七号) 第二条第二項の規定に基づき、告示する。 秋田県消費者物価統計調査を次のとおり実施するので、秋田県統計調査条例 (昭和

平成十八年三月十七日

秋田県知事

寺 田 典

城

調査の目的

資料を提供することを目的とする。 に、物価指数その他物価に関する資料を作成し、 県民の消費生活上主要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービス料金を基 消費生活に関する経済施策の基礎

調査事項

別表に掲げる品目について一定の銘柄の小売価格又は料金を調査する。

調査の範囲 調査市

能代市、大館市、 由利本荘市、 湯沢市、 大仙市、 鹿角市

調査対象者

ののうちから、 の者で調査品目の小売価格又は料金を調査することが適当であると認められるも 調査市に店舗、営業所、事業所等を有する物品小売業者、サービス業者その他 知事が選定するもの

五

兀

調査の期間

調査の方法 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

主として秋田県消費者物価統計調査員の聞き取りにより行う。

品目分類

品

目

理ハンバーグ 調理カレー

ぎょうざ

混ぜごはんのもと 緑茶

インスタントコーヒー

コーヒー豆

コーヒー

野菜ジュース コーラ 乳酸菌飲料 スポーツ

ドリ

ンク ミネラルウォーター

果実飲料

j

発泡酒

ウイスキー

ぶどう酒

かけうどん

中華そば

清酒

焼ちゅう

チューハイ

スパゲッティ(外食)

すし (外食)

のり巻き

親子どんぶり

食料

みかん 煮豆 油揚げ いしょ ハ ム そ漬 ップス ゼリー て貝 ち 干しうどん スパゲッティ フ すし (弁当) コレート 落花生 チューインガム アイスクリーム ポテトチ プリン まんじゅう だいふく餅 カステラ ケーキ シュークリーム 味調味料 ケチャップ マヨネーズ ジャム 即席カレー マーガリン んぼ ぶどう かき (果物) ぶつくだ煮 はくさい漬 キムチ スイートコーン缶詰 あずき りなす んこん レタス ヨーグルト 鶏卵 煮干し うるち米 たいぶり まぐろ あじ コロッケ ソーセージ バナナ キウイフルーツ あさりつくだ煮 塩さけ たらこ しらす干し 干しあじ 丸干しいわし ビスケット レモン グレープフルーツ ながいも もやし ブロッコリー ししゃも さつま揚げ ちくわ 納豆 こんにゃく 干ししいたけ のり さといも トマト 液体調味料 ふりかけ 中華合わせ調味料 ようかん もち米 食塩 しょう油 豚カツ 弁当 サンドイッチ いか たこ えび いわし ピーマン えだまめ ベーコン 食パン だいこん 調理パスタ うなぎかば焼き キャベツ あめ もも すいか まぐろ缶詰 からあげ 梅干し たくあん漬 塩せんべい かつお 即席めん あんパン 牛乳 みそ 砂糖 生しいたけ えのきだけ さやいんげん かぼちゃ にんじん ごぼう たまねぎ ほうれんそう はくさい わかめ こんぶ ひじき アスパラガス かんしょ ばれ みかん缶詰 冷凍調理コロッケ 冷凍調 かれい 粉ミルク オレンジ 牛肉 豚肉 あさり かき(貝) おにぎり メロン 生中華めん カレーパン かまぼこ 塩辛 魚み かわらせんべい さけ もも缶詰 バター 即席スープ風 ソース いちご さくら いよかん なし 鶏肉 野菜サラダ 冷凍調理ピラ 福神漬 こん さば 小麦粉 ゆでうどん きゅう りんご 豆腐 食用油 しめじ チーズ トマト チョ ほた さん れ も

	1		
物 被 服 及 び 履	用 家品 具 · 家事	光 熱 ・ 水 道	
イツ 男子靴 婦人靴 運動靴 子供靴 婦人草履 婦人サンダール 男子背広服地 毛糸 野球帽 ネクタイ 男子靴下 パリート 乳児服 ワイシャツ 婦人セーター 子供 アルート 乳児服 ワイシャツ 婦人セーター 子供エシャツ 婦人ブラウス 婦人エシャツ 婦人セーター 子供エシャツ 子婦人ブラウス 婦人ブレザー 女子学生服 男児ズボン 女児スタ生服 婦人スーツ ワンピース スカート 婦人スラックス学生服 婦人スーツ ワンピース スカート 婦人スラックス 法職 袋帯 背広服 男子上着 男子ズボン 男子コート 男子振袖 袋帯 背広服 男子上着 男子ズボン 男子コート 男子	し尿処理手数料 粗大ゴミ処理手数料 モップレンタル料 というのでは、	電気代 都市ガス代 プロパンガス 灯油 水道料 下水道料 は、塗料 畳表取替費 板ガラス取替費 ふすま張替費 大工手錠 塗料 畳表取替費 板ガラス取替費 ふすま張替費 大工手家賃 浴槽 温水洗浄便座 給湯機 システムキッチン 板材家賃 浴槽	食) 学校給食費 コーヒー ドーナツ ビール(外焼肉 サンドイッチ(外食) コーヒー ドーナツ ビール(外ん ハンバーグ えびフライ お子様ランチ ピザパイ(配達)天どん カレーライス ぎょうざ(外食) ハンバーガー 牛ど

ングゲーム代 フィットネスクラブ使用料 マージャン遊技料

	教養娯楽	教 育	交 通 ・ 通信	保 健 医 療
ゴルフプレー料金 テニスコート使用料 プール使用料 ボウリーヤー ロソロレコーダー カメラ ビデオカメラ ピアノ 電間覧料 サッカー観覧料 が送受信料 ケーブルテレビ利用料 からり を除く。) 自動車教習料 放送受信料 ケーブルテレビ利用料 がは を除く。) 自動車教習料 放送受信料 ケーブルテレビ利用料 かは きこだィスク にま 型け本 宿泊料 外国パック旅行 月謝 (学習塾に係るものを除く。) 自動車教習料 放送受信料 ケーブルテレビ利用料 かい きこだィスク にま 型ける 電泊料 外国パック旅行 月謝 (学習塾に係るものを除く。) 自動車教習料 放送受信料 ケーブルテレビ利用料 かい でお たい アンガイン がった しい アルバム コンパクトディスク にま 単行本 宿泊料 外国パック旅行 月謝 (学習塾に係るものを除く。) 自動車教習料 放送受信料 ケーブルテレビ利用料 ボウリア 中国観覧料 サッカー観覧料 カメラ ビデオカメラ ピアノ 電ーヤー ロソロレコーダー カメラ ビデオカメラ ピアノ 電	テレビ ステレオ ビデオテープレコーダー ミニディスクプレ	参考書(教科書)月謝(学習塾)(予備校授業料)私立短期大学授業料(私立専門学校授業料)幼稚園保育料(学習)(日本会費)私立中学校授業料(高等学校授業料)大学授業料(日本会費)	通話料(携帯電話通話料)運送料(電話機)携帯電話機動車免許手数料(高速自動車道路料金)自動車オイル交換料(車庫借料)駐車料金(レンタカー料金)自動車オイル交換料(車庫借料)駐車料金(レンタカー料金)自動車オイル交換料(車両借料)駐車がつり、自動車を備費が引き、対サリン(自動車タイヤ)自動車バッ車(普通乗用車)自転車(ガソリン)自動車タイヤ(自動車バッ車)普通乗用車(中型乗用)が設置賃(バス代)タクシー代(航空運賃)軽乗用車(小型乗用鉄道運賃)がス代(タクシー代)航空運賃(軽乗用車)小型乗用	人間ドック受診料 出産入院費 マッサージ料金コンタクトレンズ用剤 診察料 出産入院費 マッサージ料金け)薬 目薬 口中剤 漢方薬 サプリメント 浴用剤 生理用感冒薬 鼻炎薬 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬感冒薬 鼻炎薬 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬ル 仕立代 洗濯代 靴修理代 被服賃借料

ーネット接続料 オソフトレンタル料 カラオケルーム使用料 遊園地入園料 美術館入館料 競馬場入場料 写真焼付代 ビデ 獣医代 インタ

ーソープ 整髪料 ヘアートニック 化粧クリーム 化粧水 フ 石けん シャンプー カット代 ヘアカラーリング代 電気かみそり 歯ブラシ 化粧 入浴料 エステティック料金 理髪料 パーマネント代

諸雑費

理代 バッグ 旅行用かばん ァンデーション 口紅 乳液 男子洋傘 通学用かばん ハンド 害保険料 得料 通所介護料 たばこ 印鑑証明手数料 在宅介護料 歯磨き ヘアリンス ヘアカラー ボディ 指輪 腕時計 保育所保育料 戸籍抄本手数料 パスポート取 ハンカチーフ 腕時計修 振込手数料 傷

秋田県告示第百九十三号

第百四十二号) 第二条の五第 とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次の 一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事

寺

田

典

城

本荘店 アイン薬局由利 名 称 秋田県由利本荘市岩渕下六十八 所 在 地 平成十八年三月六日 指 定 年 月 日

図書 三号)第五条の二の規定により、 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例 (昭和五十三年秋田県条例第三十 推奨番号 平成十八年三月十七日 义 書 次の図書を優良な図書として推奨する。 名 発 行 秋田県知事 所 推 寺 奨 理 田 由 典 城

秋田県告示第百九十四号

○三九○

|実話ナックルズ 4月号

ミリオン出版株式会社

〇三八九

パソコンパラダイス 4月号

ス 株式会社メディアック

月刊 劇漫スペシャル

4月号

竹

書

房

○三八七

絶対恋愛 Sweet

3月号

** **

倉

出

版

社

がある。

育成を阻害するおそれ は助長し、その健全な

一〇三九一

ワルの大事典

夜の街編

 \exists

ア

マ

ガ

ジ ン

一〇三九二 裏モノJAPAN 4月号

鉄

人

社

この子はこの子でいいんだ。私は私 一万年堂出版 今の子どもたちの様々な問								
の子でいいんだ。私は私							八	
						でいいんだ	私は私	
今の子どもたちの様々な問 男の解決を「母親のサポート、 でにない視点から捉え直した でにない視点から捉え直した 本で、青少年の健全な育成を 図るうえにおいて有益である と認められる。							一万年堂出版	
	と認められる。	図るうえにおいて有益である	本で、青少年の健全な育成を	でにない視点から捉え直した	子育て支援」という、これま	題の解決を、母親のサポート、	今の子どもたちの様々な問	

秋

指定番号 図書名 発
青少年に有害な図条例(昭和五十三
平成十八年三月十七日平成十八年三月十七日から施行する。「年代十八年三月十七日から施行する。「年)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十

映画

秋田県知事	平成十八年三月十七日	成十八年三月十七日から施行する。	三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十秋田県告示第百九十六号	○三九三 遊名人 (YUMEIJIN) Vol 9 有限会社アンチ・メデ
事			な興行	十三	デ
寺			日とし	千秋田	
田			して歩	中県名	
典			罡	示例 第	
城			平	呈十	

六四三九	六四三八	六四三七	六四三六	六四三五	六四三四	六四三三	六四三二	六四三一	六四三〇	六四二九	指定番号
までちょうだい! 新日本映像ニュース 淫母の性教育 奥	巨乳DOLL わいせつ飼育	姉妹 淫乱な愛戯	叔母と甥 溺れた恥縁	淫母の性教育 奥までちょうだい!	素敵な片思い	マンダレイ	義父の愛戯 喪服のとまどい	昭和エロ浪漫 生娘の恥じらい	出して 巨乳妻メイド倶楽部 ご主人様たっぷり	乱交団地妻スワップ同好会	題名
新日本映像	オーピー 映画	新東宝映画	新日本映像	新日本映像	オーピー 映画	ションズ	オーピー 映画	オーピー映画	新東宝映画	新東宝映画	配給会社
							がある。『言言なる』は	- 育成を阻害するおそれは助長し、その健全な	は我皇生を秀能し、又 しく青少年の粗暴性又	蒸青を削数 / 及び音 著しく青少年の性的	指定理由

〇三八六

a L a d A Y Y, A S 4 C O m i c

S p e c i

出

版

一〇三八五 | レディースコミック・Taboo(タブ

三和出版株式会社

しく青少年の粗暴性又

は残虐性を誘発し、又

六四四三	六四四二	六四四一	六四四〇
美人セールスレディ(後ろから汚せ	紅薔薇婦人	馬と後妻と令嬢	恥縁 新日本映像ニュース 叔母と甥 溺れた
オ	新	オ	新
I	東	オ I	日
ピ	宝	ピ	本
- 1		I	
映	映	映	映
画	画	画	像

秋田県告示第百九十七号

次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。 きみまち阪県立自然公園の指定 (昭和三十九年秋田県告示第二百九十号)の一部を

平成十八年三月十七日

秋田県知事 Ш 典 城

表中「山本郡二ツ井町」を「能代市」に、「大字」を「二ツ井町」に改める。 山本郡二ツ井町役場」を「能代市役所」に改める。

秋田県告示第百九十八号

秋

の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。 県立自然公園の区域中特別地域の指定等(平成十六年秋田県告示第六百八十二号) 平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

に改める。

表中「山本郡二ツ井町」を「能代市」に、「大字」を「二ツ井町」 表以外の部分中「山本郡二ツ井町」を「能代市役所」に改める。

秋田県告示第百九十九号

改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。 県立自然公園の指定 (平成十六年秋田県告示第六百七十八号)の一部を次のように

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典

表中山本郡八森町の項を削り、 山本郡峰浜村の項を次のように改める。

山本郡八峰町

西部森林管理署一六四林班から一七三林 ル

城

東北森林管理局米代川森林計画区米代 | 三、九五〇ヘクタ

班までの全部 沢の各一部 字鍬台道、字三十釜、字真瀬沢及び字本 峰浜水沢字水沢山の一部 八森字橋掛の全部 八森字雨降場、字上三十釜、字上山内、

改める。 山本郡八森町役場」 を削り、 「山本郡峰浜村役場」を「同郡八峰町役場」 に

秋田県告示第二百号

の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。 県立自然公園の区域中特別地域等の指定 (平成十六年秋田県告示第六百八十一号)

平成十八年三月十七日

第一号の表中山本郡八森町の項を削り、 山本郡峰浜村の項を次のように改める。 秋田県知事 寺 田 典 城

山本郡八峰町 (-)字鍬台道、字三十釜、字真瀬沢及び字本 での各一部 班まで及び一七〇林班から一七三林班ま 西部森林管理署一六四林班から一六八林 沢の各一部 東北森林管理局米代川森林計画区米代 峰浜水沢字水沢山の一部 八森字橋掛の全部 八森字雨降場、字上三十釜、字上山内: __、三一三へクタ ı ル

役場」 第 一号中「、 に改める。 山本郡八森町役場」を削り、 「山本郡峰浜村役場」を「同郡八峰町

秋田県告示第二百

を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。 八森・岩館県立自然公園の指定(昭和三十九年秋田県告示第二百九十一号)の一部

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

を「八森字家の上」に改める。 表中「八森町」を「八峰町」 「山本郡八森町役場」を「山本郡八峰町役場」に改める 八森・岩館県立自然公園」を「八森岩館県立自然公園」に改める。 に、「字粟坂台」を「八森字粟坂台」に、「字家の上」

秋田県告示第二百1

部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。 八森岩館県立自然公園の特別地域の指定(昭和五十九年秋田県告示第六十九号)の

平成十八年三月十七日

を「八森字鶯長根」に改める。 表中「八森町」を「八峰町」

に、「字粟坂台」を「八森字粟坂台」に、「字鶯長根

秋田県知事

田

典

城

「山本郡八森町役場」を「山本郡八峰町役場」に改める

秋田県告示第二百三号

き事項についての意見を聴取したので、 により、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項及び第二項の規定 関係書類を縦覧に供する。 大規模小売店舗の新設に関して、 同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告 周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ

平成十八年三月十七日

秋

秋田県知事 寺 田 典 城

大規模小売店舗の名称及び所在地

ホーマック大曲飯田店

大仙市飯田字屋舗通七十二番一外

大仙市長の意見

住宅地に隣接することから、騒音防止計画に基づき環境基準を厳守するととも 駐車場内におけるアイドリングストップを徹底すること。 更に騒音レベルの軽減に努めること。また、騒音及び大気汚染防止の観点か

排水路の清掃に心がけること。 画に基づき周辺環境への問題には万全を期すこと。 周辺住宅環境の保全のため、ゴミ保管室等からの異臭防止など、廃棄物処理計 また、敷地内の側溝を含め、

導を行うこと。 事故を未然に防ぐ観点から、 市道日の出町二丁目住吉町 アクセス路線となっている市道飯田線(都市計画街路)は交通量が多く、 |号線は地域住民の生活道路となっているため、 混雑時には来客者だけでなく地域住民にも適切な誘 交通 また

> Ξ 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要 意見書の提出なし

兀 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 大仙市役所 農林商工部 商工観光課

縦覧期間

平成十八年三月十七日から同年四月十七日まで

秋田県告示第二百四号

指定したので、同条例第八条の規定に基づき、 条例第三号)第六条の規定により、 秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成十七年秋田県 次のとおり秋田県産業振興プラザの指定管理者を 公告する。

平成十八年三月十七日

秋田県知 寺 田 典 城

指定管理者の住所及び名称 財団法人あきた企業活性化センター 秋田市山王三丁目一番一号

指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第二百五号

百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、 議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令 (昭和二十一年勅令第四 平成十八年三月八日秋田赤十字病院労働組合執行委員長大海久善から次のとおり争 公表する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 増員、労働条件改善及び下請に関すること。
- 賃金及び手当に関すること。
- 福利厚生に関すること。
- その他

日時

Ξ

場所

平成十八年三月二十日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

兀

秋田市上北手猿田字苗代沢二百二十二番地

秋田赤十字病院

員によるストライキその他の争議行為を行う。 救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、 全部または 一部の組合

秋田県告示第二百六号

百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。 した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第 平成十七年秋田県告示第五百十五号の基本測量について、平成十八年三月七日終了

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典

城

秋田県告示第二百七号

評定値の通知の請求 (以下「申請等」という。) の時期及び方法等を次のとおり定め 業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第二十七条の二十六第一項の 規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合 九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、平成十八年度に行う建設 建設業法施行規則 (昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。) 第十

平成十八年三月十七日

秋

秋田県知事 寺 田 典 城

,申請等の時期及び方法 申請等の時期

十月から同年十二月までである法人 個人及び決算期の属する月が平成十七年 二十三日 平成十八年三月二十二日及び同月

同年六月までである法人 同年三月までである法人 決算期の属する月が平成十八年一月から 同年九月までである法人 決算期の属する月が平成十八年七月から 決算期の属する月が平成十八年四月から 十五日 平成十八年十二月十四日及び同月 平成十八年十月五日及び同月六日 平成十八年七月六日及び同月七日

> (\Box) 申請等の方法

を持参して提出すること。 主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課に二の書類

- 建設管理課長が別途指定する。 等をする必要があると認められる者に係る申請等の時期及び方法は、建設交通部 ()の時期に申請等をすることができない者又は()の方法以外の方法により申請
- 申請等に必要な書類
- 申請書又は請求書

省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書又は総合評定値請

- 添付書類
- 技術職員以外の職員の名簿 の申請書又は請求書に記載した完成工事高に係る工事の内訳明細書
- (3 経営状況分析結果通知書の写し(総合評定値の通知の請求をする場合に限
- 三 手数料及びその納付方法
- 手数料の額
- (1 経営規模等評価申請手数料の額

八千百円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計

(2) 総合評定値通知請求手数料の額

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

四 申請等をする際、秋田県証紙により納付すること。

納付方法

経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知 省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値

経営規模等評価に係る再審査

通知書の郵送により通知する。

五

るところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる 法第二十七条の二十八及び省令第二十条第二項に規定する者は、一及び二に定め

- 申立ての時期及び方法
- 法第二十七条の二十八に規定する者

経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に建設交通部建設管

, 理課に二の書類を持参して提出すること。 省令第二十条第二項に規定する者

(2)

7

六

務企画部総務経理課にこの書類を持参し、又は郵送して提出すること。 同項に規定する評価方法の改正の日から百二十日以内に一二の地域振興局総

申立てに必要な書類

省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

経営規模等評価結果通知書の写し

4 (3 (2 (総合評定値通知書の写し(総合評定値の通知を受けた場合に限る。

再審査の申立てをする理由を証する書類(法第二十七条の二十八の規定によ

再審査の結果の通知 り申立てをする場合に限る。)

の郵送により通知する。 総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書 省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書 (再審査前の

問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番一号

秋田県建設交通部建設管理課企画・建設業班 (電話番号〇一八 八六〇 二四二

五

秋田県告示第二百八号

田

建設業者に対して営業の停止を命じたので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十八条第三項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定に基づ

平成十八年三月十七日

公告する。

秋

秋田県知事 寺 田 典

城

処分をした年月日

平成十八年三月六日

_ 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、 代表者の氏名及び許可番号

株式会社高橋土木

山本郡山本町外岡字逆川百番地の二

代表取締役 中

秋田県知事許可(特 一四及び般 一五)七五七二

処分の内容

Ξ

平成十八年三月二十二日から同月二十四日までの間、 建設業のすべての営業の停

処分の原因となった事実

兀 株式会社高橋土木が労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 違反の罪で

> 秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。 このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

秋田県告示第二百九号

建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり

公告する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事

寺

田

典

城

処分をした年月日

平成十八年三月六日

処分を受けた者の商号、 主たる営業所の所在地、 代表者の氏名及び許可番号

合資会社齊勇組

山本郡琴丘町鹿渡字町後百六十番地の十

秋田県知事許可(般 一六)二五四〇 無限責任社員 齊 藤

Ξ

処分の内容

平成十八年三月二十二日から同月二十四日までの間、 建設業のすべての営業の停

兀 処分の原因となった事実

田簡易裁判所から罰金五十万円の略式命令を受けた。 合資会社齊勇組が労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 違反の罪で秋

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

秋田県告示第二百十号

改正し、平成十八年三月二十七日から施行する 屋外広告物の禁止地域(昭和五十七年秋田県告示第百九十号)の一部を次のように

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一号三中「山本郡八森町浜田」を「山本郡八峰町八森字浜田」に改める。

平成十八年三月十七日

秋田県告示第二百十一号 十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第

秋田県知事 寺 田 典 城

Ξ 河川の名称 廃川敷地等の位置、 廃川敷地等が生じた年月日
平成十七年十一月八日 一級河川 種類及び面積

鹿角市十和田大湯字湯脇三十一番	位置
土	種
地	類
トル五・二	面
三平方メー	積

に供する。 関係図面は、 建設交通部河川砂防課及び鹿角地域振興局建設部に備え置いて縦覧

兀 その他

公

三月以内に知事に下付の申請をしなければならない 書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし 河川法施行法 (昭和三十九年法律第百六十八号) 第十八条の規定によりなお効力

秋田県告示第二百十二号

田

県

同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 月十二日付け指令由建 二三七八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により平成十八年

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田市保戸野千代田町二番四十三号

三光不動産株式会社

代表取締役 岩 本 竜

開発区域に含まれる地域の名称

にかほ市象潟町字上狐森百八十四番二、 百八十四番六及び百八十四番七

秋田県告示第二百十三号

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画 一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月十七日

Ξ 橋通り線 事業施行期間

都市計画事業の種類及び名称

施行者の名称

秋田県知事

寺

田

典

城

平成十二年秋田県告示第四百五十二号横手都市計画道路事業三・五・十六号中の

平成十二年六月三十日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

秋田県告示第二百十四号

第 事業の事業計画の変更を認可したので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 同条第二項において準用する同法第六十二条 都市計画

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典

城

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

平成十年秋田県告示第四百八十五号横手都市計画道路事業三・四・五号中央線

Ξ 事業施行期間

平成十年七月十七日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

秋田県告示第二百十五号

証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、 同規則第五十九条の規定に基づ

告示する。

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田

典

城

山本郡八森町字中浜四十三番地四 売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

西 巻 豊四郎

次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、 秋田県告示第二百十六号 秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、

平成十八年三月十七日

秋田県知事 寺 田

典

城

告示す

三番地四 山本郡八森町字中浜四十 住売 丘所 及 び 氏パりさばき人 西 巻 富 名の 子 三番地四 山本郡八森町字中浜四十 売りさばき場所 平成十八年三月十日 指 定 年 月 日

告

公

、昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、 次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、 平成十八年三月十七日 土地改良法 公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

_ 県営土地改良事業(芦名沢地区担い手育成基盤整備事業) 完了年月日 県営土地改良事業 (花輪地区担い手育成基盤整備事業) 平成十八年二月二十三日

秋

県営土地改良事業 (野口地区担い手育成基盤整備事業) 完了年月日 平成十七年十二月五日

Ξ

完了年月日 平成十七年十二月五日

利本荘市矢島町土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、 七項の規定に基づき、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、由 公告する 同条第十

平成十八年三月十七日

就任理事の住所及び氏名

由利本荘市矢島町立石字山田八十六番地

" 荒沢字下針ヶ岡九十九番地

佐 伊 豆 秀 悦 一

藤

系

秋田県知事

寺

田

典

城

は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令第三百七十二号) 第十一条 の規定に基づき、 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、 平成十八年三月十七日 公示する。

秋田県知 事 寺 田 典 城

パーソナルコンピュータ 落札に係る物品の名称及び数量 五十台

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

 (Ξ) 落札者を決定した日 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(四) 落札者の名称及び住所

平成十八年二月十七日

株式会社渡敬 秋田支店 秋田市卸町三丁目五

(五) 落札金額

六百九十八万二千五百円

契約の相手方を決定した手続

般競争入札

(七) 般競争入札の公告を行った日

落札に係る物品の名称及び数量 平成十八年一月二十日

出納局管財課 秋田市山王四丁目 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 自動設計製図装置 一式

 (Ξ) 落札者を決定した日

平成十八年三月三日

(四) 落札者の名称及び住所

株式会社アイネックス 0 A 秋田市広面字鍋沼三十七

(五) 落札金額

七百七十万七千円

10

地処分をしたので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第

平成十八年三月十日県営土地改良事業 (北阿気地区担い手育成基盤整備事業)の換

十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事

寺

田

典

城

地方公共団体の物品等又

平成十八年三月十七日

秋田県第3区

(七) 一般競争入札の公告を行った日) 一般競争入札 対約の相手方を決定した手続

平成十八年二月三日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十七号

平成十八年三月十七日支報告書の要旨を公表したが、次のとおり訂正の報告があったので告示する。一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収平成十七年十一月二十二日付け秋選管告示第百八十八号により、平成十七年九月十

選挙の種類 平成17年9月11日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 中 伸 一

所属党派 民主党 8月15日から 第1回分 第2 助 9月12日まで

出納責任者氏

E

区

区区

(田)

候補者氏名

丱

뫧

しおぎ

訂 正 前 主たる寄附 民主党 10,000,000 京野公子後援会 10,000,000

11

購読料金 一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号 飛行者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日本 和 所 株式会社 松 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社

